

福祉助け合いシステム ジョイケア規約

(目的)

第1条 生活協同組合あいこーぷみやぎ（以下、生協といいます）の組合員らで組織する福祉助け合いシステムをジョイケアシステムと称します（以下、ジョイケアといいます）。ジョイケアは生協の組合員が組合員活動を支え、組合員同士の身近な助け合いを進めることを目的とします。また、地域における相互扶助の機能を高めるとともに、高齢者・障害者などの自助活動を支える福祉助け合い活動の仕組みを作り、様々な人々がより安心できる暮らしを営むことを目的とします。

(ジョイケアの活動内容)

第2条 ジョイケアは以下の活動を行います。

- (1) 組合員同士のたすけあい（日常でのちょっとした困りごとの手助け（ケアと称します）のコーディネート、利用組合員への補助金支給）
 - (2) 組合員同士のささえあい（生協活動中の事故や災難の補償）
 - (3) 生協活動中の集団託児
 - (4) 専門家による電話相談
 - (5) 慶弔（組合員への出産祝、入学祝、長寿祝、節目祝、弔慰金等の支給）
 - (6) 組合員の福祉助け合い活動の援助
 - (7) 地域での福祉活動、ボランティア活動等への援助
 - (8) その他、福祉・助け合いを増進させる活動
2. (1)～(5)の活動を進めるに必要な事項は、別にジョイケアシステム利用ガイドに定めま
す。

(権利の発生)

第3条 組合員はジョイケアを利用し、活動に参加する権利を有します。組合員でない者はこの権利を有しません。

2. 第2条(1)～(5)を利用する権利の開始はジョイケアへの加入申込みの受理と同時に
します。

(拠出金)

第4条 ジョイケア活動資金として、ジョイケアに加入する組合員全員が毎月100円を拠出
します。

2. 拠出金の拠出方法は生協商品利用代金の支払い方法と同一とします。

(ケア金等の受取人)

第5条 第2条の(1)～(5)に伴うケア金等の受取人はケア者と当事者の組合員本人とし
ます。

2. 組合員が死亡したときは次の各号に掲げる者とし、その順位は各号の順にします。
 - (1) 組合員の配偶者
 - (2) 組合員と死亡時生計を一つにしている子・父母（配偶者の父母を含む）

(権利の停止)

第6条 組合員状態の休眠等の理由で拠出金を拠出していない組合員は、拠出していない期
間中の、第2条(1)～(5)を利用する権利を停止します。

(権利の消滅)

第7条 生協の脱退届の受理と同時にジョイケアを利用する権利は消滅するものとします。

2. 前項の他、ジョイケアを脱退する場合は、第8条で定めるジョイケア運営委員会に脱
退届を提出するものとします。ジョイケア運営委員会が脱退届を受理した段階でジョ
イケアを利用する権利は消滅するものとします。

3. 第8条で定めるジョイケア運営委員会は、特段の事由が認められない限り、一度ジョイケアを脱退したものについては、再加入を認めません。

(ジョイケア運営委員会の設置)

第8条 ジョイケアの運営に関し必要な事項を検討するため、組合員と理事によるジョイケア運営委員会（以下、運営委員会）を設置します。

2. 運営委員会は日常業務の事務局機能も担います。

(ジョイケアの活動資金)

第9条 ジョイケアの活動資金は、組合員からの拠出金を充当します。

2. ジョイケア活動資金の一部を地域福祉増進のための基金として積み立てることができません。
3. 前項の基金の運用は運営委員会で決定し理事会に報告します。

(理事会への報告・承認)

第10条 運営委員会は、ジョイケアの決算、予算、活動状況、業務運営状況、利用状況等を理事会に報告します。

(ケアメイト)

第11条 第2条の(1)、(3)等の活動を促進するために、手助けしたい組合員、手助けできる組合員を募り登録します（これをケアメイトと称します）。

2. ケアメイトの活動の詳細は別にケアメイト活動ガイドに定めます。

(公開)

第12条 運営委員会は、ジョイケアの活動状況、利用状況、決算、予算等をジョイケアに加入する組合員へ公開します。

第13条 運営委員会は、年に1回総会を開催し会計報告を行い承認を得ます。

(改廃)

第14条 この規約の改廃は運営委員会ででない理事会へ報告します。

2. ジョイケアシステム利用ガイド、ケアメイト活動ガイドの改廃も運営委員会ででない理事会に報告します。

付則 この規約は、1999年10月1日から施行します。

付則(第1次改正)

(施行期日) この規約は、2007年3月1日から施行する。

付則(第2次改正)

(施行期日) この規約は、2020年4月1日から施行する。

付則(第3次改正)

(施行期日) この規約は、2026年4月1日から施行する。